

<参考資料>

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正に伴う地方 公務員等共済組合法及び関係政令等の一部改正について

1 地方公務員共済制度における非常勤職員等への適用拡大について

地方公務員等共済組合法の改正に伴い、令和4年10月1日より、非常勤職員（パートタイム会計年度任用職員等）が下記の適用要件を満たす場合に公立学校共済組合員となることとされた。短期給付事業（医療保険）及び福祉事業（健康診断等）のみ適用され、長期給付（厚生年金保険）については日本年金機構への加入となる。

また、現在共済組合の全ての制度に加入している臨時的任用職員についても、今回の改正により短期給付事業及び福祉事業のみの適用となり、長期給付（厚生年金保険）については、非常勤職員（パートタイム会計年度任用職員等）と同様、日本年金機構への加入となる（時期は未定）。

※長期給付が適用されない組合員については、退職等年金（年金払い退職給付）についても非適用となる。

当共済組合における取扱いについては現状未確定な部分が多く、詳細が決まり次第周知を行う。

<非常勤職員の共済組合制度適用要件>

- ・週20時間以上勤務
- ・月額賃金88,000円以上
- ・勤務期間が2か月を超えること（例外あり）など

2 年金制度の改正について

厚生年金保険法等の一部を改正する法律、地方公務員等共済組合法、それらに伴う関係政令等が一部改正され、令和4年4月より以下のとおり年金制度が改正された。

内 容		改正前	改正後
在職定時改定の導入（※1）		70歳に到達した時又は退職した時に改定	毎年1回10月分の年金から改定
在職老齢年金制度における在職支給停止基準額の見直し（※2）		65歳未満の基準額 28万円	一律47万円
受給開始時期の選択肢の拡大	繰下げ受給の上限年齢	70歳	75歳 ※昭和27年4月2日以降 生まれの者が対象
	繰上げ受給の減額率	1か月あたり 0.5%	1か月あたり 0.4% ※昭和37年4月2日以降 生まれの者が対象
加給年金の支給停止 ルールの改善（※3）		配偶者の年金が在職老齢年金制度により全額支給停止している場合	
		加給年金額を支給	加給年金額を支給停止

- (※１) 在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を、退職前に年金額の増額を実感できるように、毎年定時に改定することとされた。
- (※２) 現行の支給停止の基準額は、65歳未満の方は28万円、65歳以上の方は47万円に分けられていたが、改正後は、65歳未満の方の基準額も65歳以上の方の基準額である47万円に引き上げられた。
- (※３) 厚生年金保険に20年以上加入し、65歳から受給できる老齢厚生年金の受給者に65歳未満の配偶者がいる場合に加給年金額が加算される。

現行では、在職老齢年金制度により配偶者の年金が一部でも支給されている場合、加給年金額は支給停止されていたが、在職老齢年金制度によりその全額が支給停止になっている場合には、加給年金額が支給されるといった不合理があったことから、これを是正するため、改正後は一律支給停止することとされた。

3 標準報酬の等級の追加（下限改定）について

令和4年10月1日に施行される地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴い、標準報酬の等級及び月額について、厚生年金保険及び健康保険の標準報酬月額等級に準ずるものとされたことから、同月から適用される標準報酬の区分に以下のとおり等級が追加されることとなった。

＜令和4年9月までの標準報酬の等級区分＞

標準報酬の等級			標準報酬の月額	報酬月額
短期給付	厚生年金保険	退職等年金給付		
—	第1級	—	88,000 円	93,000 円未満
第1級	第2級	第1級	98,000 円	93,000 円以上 101,000 円未満

＜令和4年10月からの標準報酬の等級区分＞

標準報酬の等級			標準報酬の月額	報酬月額
短期給付	厚生年金保険	退職等年金給付		
第1級	—	—	58,000 円	63,000 円未満
第2級	—	—	68,000 円	63,000 円以上 73,000 円未満
第3級	—	—	78,000 円	73,000 円以上 83,000 円未満
第4級	第1級	第1級	88,000 円	83,000 円以上 93,000 円未満